

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規
程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する
規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令

(川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部改正)

第1条 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程（平成18年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び学校事務職」を削る。

(川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部改正)

第2条 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程（平成18年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中

「

校長、副校長及び教頭以外の教職員（健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職並びに小杉小学校開校準備担当の学校事務職を除く。）	副校長又は教頭	校長
健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長
小杉小学校開校準備担当の学校事務職	担当課長	担当部長

」

を

「

校長、副校長及び教頭以外の教職員（健康給食推	副校長又は教頭	校長
------------------------	---------	----

進室及び学校給食センターの学校栄養職を除く。)		
健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長

」

に改める。

第11号様式の1中

「

学校名 ・ 所属名

」

を

「

学校名

」

に改める。

第11号様式の2中

「

学校名・所属名

」

を

「

学校名

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

制 定 理 由

小杉小学校開校準備担当の廃止に伴い、小杉小学校開校準備担当の学校事務職の人事評価に関する規定を廃止するため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程 平成18年3月31日教委訓令第4号 (川崎市職員の人事評価に関する規程の準用)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第1項の規定に基づき実施する職員に対する人事評価(以下「人事評価」という。)に関し、川崎市教育委員会の任命に係る一般職の職員(以下「職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員については、川崎市職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市訓令第9号。以下「市職員人事評価規程」という。)の規定を準用する。</p> <p>(1) 教育委員会事務局に勤務する職員。ただし、学校栄養職である職員を除く。</p> <p>(2) 教育機関に勤務する職員(学校給食センターに勤務する学校栄養職である職員を除く。)。ただし、市立高等学校に勤務する職員にあっては、事務職員、市立学校に勤務する職員にあっては、業務職員に限る。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程 平成18年3月31日教委訓令第4号 (川崎市職員の人事評価に関する規程の準用)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第1項の規定に基づき実施する職員に対する人事評価(以下「人事評価」という。)に関し、川崎市教育委員会の任命に係る一般職の職員(以下「職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員については、川崎市職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市訓令第9号。以下「市職員人事評価規程」という。)の規定を準用する。</p> <p>(1) 教育委員会事務局に勤務する職員。ただし、学校栄養職及び学校事務職である職員を除く。</p> <p>(2) 教育機関に勤務する職員(学校給食センターに勤務する学校栄養職である職員を除く。)。ただし、市立高等学校に勤務する職員にあっては、事務職員、市立学校に勤務する職員にあっては、業務職員に限る。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前																																	
<p>○川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程 平成18年5月1日教委訓令第5号 (第1条～第4条 略)</p>	<p>○川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程 平成18年5月1日教委訓令第5号 (第1条～第4条 略)</p>																																	
<p>(評価者)</p>	<p>(評価者)</p>																																	
<p>第5条 人事評価は次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる助言指導者及び同表右欄に掲げる観察指導者(以下「評価者」という。)が行う。</p>	<p>第5条 人事評価は次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる助言指導者及び同表右欄に掲げる観察指導者(以下「評価者」という。)が行う。</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象者</th> <th>助言指導者</th> <th>観察指導者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>教職員人事課長</td> <td>職員部長</td> </tr> <tr> <td>副校長、教頭</td> <td>校長</td> <td>教職員人事課長</td> </tr> <tr> <td>校長、副校長及び教頭以外の教職員(健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職を除く。)</td> <td>副校長又は教頭</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職員</td> <td>担当係長又は指導主事</td> <td>担当課長又は所長</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象者	助言指導者	観察指導者	校長	教職員人事課長	職員部長	副校長、教頭	校長	教職員人事課長	校長、副校長及び教頭以外の教職員(健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職を除く。)	副校長又は教頭	校長	健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職員	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象者</th> <th>助言指導者</th> <th>観察指導者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>教職員人事課長</td> <td>職員部長</td> </tr> <tr> <td>副校長、教頭</td> <td>校長</td> <td>教職員人事課長</td> </tr> <tr> <td>校長、副校長及び教頭以外の教職員(健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職並びに小杉小学校開校準備担当の学校事務職を除く。)</td> <td>副校長又は教頭</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職員</td> <td>担当係長又は指導主事</td> <td>担当課長又は所長</td> </tr> <tr> <td>小杉小学校開校準備担当の学校事務職</td> <td>担当課長</td> <td>担当部長</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象者	助言指導者	観察指導者	校長	教職員人事課長	職員部長	副校長、教頭	校長	教職員人事課長	校長、副校長及び教頭以外の教職員(健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職並びに小杉小学校開校準備担当の学校事務職を除く。)	副校長又は教頭	校長	健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職員	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長	小杉小学校開校準備担当の学校事務職	担当課長	担当部長
評価対象者	助言指導者	観察指導者																																
校長	教職員人事課長	職員部長																																
副校長、教頭	校長	教職員人事課長																																
校長、副校長及び教頭以外の教職員(健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職を除く。)	副校長又は教頭	校長																																
健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職員	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長																																
評価対象者	助言指導者	観察指導者																																
校長	教職員人事課長	職員部長																																
副校長、教頭	校長	教職員人事課長																																
校長、副校長及び教頭以外の教職員(健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職並びに小杉小学校開校準備担当の学校事務職を除く。)	副校長又は教頭	校長																																
健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職員	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長																																
小杉小学校開校準備担当の学校事務職	担当課長	担当部長																																
<p>(第6条～第10号様式の2 略)</p>	<p>(第6条～第10号様式の2 略)</p>																																	

改正後

第11号様式の1 (学校事務職用)
(表)

自 己 観 察 書

目標設定基準日		年	月	日	評価基準日		年	月	日
ふりがな 氏名	年 月 日生 (歳)		学校名	職名					
担当職務									

助言指導者 職名・氏名

	今年度の具体的な目標・ 目標達成のための具体的な手立て	自己観察記録	助言指導記録
総務・ 学務・ 人事	(追加・変更)		
財 務 ・ 経 理	(追加・変更)		

改正前

第11号様式の1 (学校事務職用)
(表)

自 己 観 察 書

目標設定基準日		年	月	日	評価基準日		年	月	日
ふりがな 氏名	年 月 日生 (歳)		学校名 ・ 所属名	職名					
担当職務									

助言指導者 職名・氏名

	今年度の具体的な目標・ 目標達成のための具体的な手立て	自己観察記録	助言指導記録
総務・ 学務・ 人事	(追加・変更)		
財 務 ・ 経 理	(追加・変更)		

改正後

改正前

(裏)

	今年度の具体的な目標・ 目標達成のための具体的な手立て	自己観察記録	助言指導記録
学 校 運 営			
	(追加・変更)		

(裏)

	今年度の具体的な目標・ 目標達成のための具体的な手立て	自己観察記録	助言指導記録
学 校 運 営			
	(追加・変更)		

自己研 さん・ 研修	今年度の自己研さんや研修について	自己研さんや研修の成果等について

自己研 さん・ 研修	今年度の自己研さんや研修について	自己研さんや研修の成果等について

特 記 事 項	意見等があれば記入してください。

特 記 事 項	意見等があれば記入してください。

改正後

第11号様式の2 (学校事務職用)

観 察 指 導 記 録

評価基準日 年 月 日

学校名	職名・氏名
助言指導者 職名・氏名	観察指導者 職名・氏名

職務分類	評価項目	着 眼 点	自己評価	助言指導者の評価	観察指導者の評価		特 記 事 項 (「S」又は「D」を付けた場合にはその理由を、「C」を付けた場合には指導・助言内容等を記載)
					評価項目別	職務分類別	
総務・学務・人事	能力	知識・技術・技能、情報収集・活用力、企画・計画力、判断力、説明・調整力	A B C				
	実績	業務実績、業務改善、正確性、迅速性、効率性	A B C				
財務・経理	能力	知識・技術・技能、情報収集・活用力、企画・計画力、判断力、説明・調整力	A B C				
	実績	業務実績、業務改善、正確性、迅速性、効率性	A B C				
学校運営	能力	知識・技術・技能、情報収集・活用力、企画・計画力、判断力、説明・調整力	A B C				
	実績	業務実績、業務改善、正確性、迅速性、効率性	A B C				
共通	意欲	責任感、連携・協力姿勢、積極性	A B C				

〔 困難度 〕

改正前

第11号様式の2 (学校事務職用)

観 察 指 導 記 録

評価基準日 年 月 日

学校名・所属名	職名・氏名
助言指導者 職名・氏名	観察指導者 職名・氏名

職務分類	評価項目	着 眼 点	自己評価	助言指導者の評価	観察指導者の評価		特 記 事 項 (「S」又は「D」を付けた場合にはその理由を、「C」を付けた場合には指導・助言内容等を記載)
					評価項目別	職務分類別	
総務・学務・人事	能力	知識・技術・技能、情報収集・活用力、企画・計画力、判断力、説明・調整力	A B C				
	実績	業務実績、業務改善、正確性、迅速性、効率性	A B C				
財務・経理	能力	知識・技術・技能、情報収集・活用力、企画・計画力、判断力、説明・調整力	A B C				
	実績	業務実績、業務改善、正確性、迅速性、効率性	A B C				
学校運営	能力	知識・技術・技能、情報収集・活用力、企画・計画力、判断力、説明・調整力	A B C				
	実績	業務実績、業務改善、正確性、迅速性、効率性	A B C				
共通	意欲	責任感、連携・協力姿勢、積極性	A B C				

〔 困難度 〕